

さいたま市西区選挙管理委員会告示第13号

期日前投票所の開閉時刻の繰下げ又は繰上げの決定について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査において、公職選挙法第48条の2第6項において読み替えて準用される同法第40条第1項ただし書きの規定により期日前投票所を開く時刻を、次のとおり繰下げ、閉じる時刻を次のとおり繰上げる。

令和8年1月27日

さいたま市西区選挙管理委員会

委員長 見 村 吉 一

期日前投票所	繰下げる時間	期日前投票所を開く時刻
馬宮コミュニティセンター内	1時間30分	午前10時
イオンモール与野内	2時間30分	午前11時

期日前投票所	繰上げる時間	期日前投票所を閉じる時刻
馬宮コミュニティセンター内	2時間	午後6時
イオンモール与野内	1時間	午後7時

【告示期間】

令和 8 年 1 月 27 日から

令和 8 年 2 月 8 日まで